

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

目 次

○ 金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（抄）（第一条関係）	1
○ 商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）（抄）（第二条関係）	14
○ 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（抄）（第二条関係）	17
○ 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（抄）（第二条関係）	18
○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）（第二条関係）	20
○ 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）（抄）（第二条関係）	22
○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）（第二条関係）	24
○ 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）（抄）（第二条関係）	26
○ 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）（抄）（第二条関係）	29
○ 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）（抄）（第二条関係）	31
○ 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）（抄）（第二条関係）	33
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第一条関係）	34
○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（抄）（第二条関係）	35
○ 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）（抄）（第二条関係）	36
○ 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（抄）（第二条関係）	38
○ 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（抄）（第二条関係）	40
○ 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（抄）（第二条関係）	41
○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）（第二条関係）	42

○ 消費者契約法施行令（平成十九年政令第七号）（抄）（第二条関係）	43
○ 株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）（抄）（第二条関係）	44
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号）（抄）（第二条関係）	46
○ 無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）（抄）（第二条関係）	47
○ 金融庁設置法第四条第一項第三号コに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）（抄）（第二条関係）	48
○ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）（抄）（第二条関係）	49
○ 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十三号）（抄）（第二条関係）	55
○ 刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令（平成三十年政令第五十一号）（抄）（第二条関係）	56
○ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）（第三条関係）	57
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）（第四条関係）	58
○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（抄）（第五条関係）	59
○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（抄）（第五条関係）	60
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（第六条関係）	61
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第七条関係）	62
○ 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）（抄）（第八条関係）	63
○ 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（抄）（第九条関係）	65
○ 行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（抄）（第十条関係）	66
○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（抄）（第十一条関係）	68
○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）（抄）（第十二条関係）	75
○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）（抄）	75

	○	確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（抄）（第十四条関係）	79
	○	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄）（第十五条関係）	83
	○	統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）（第十六条関係）	85
	○	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）（抄）（第十六条関係）	86
	○	職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（第十七条関係）	87
	○	行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（抄）（第十八条関係）	88
	○	国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）（第十九条関係）	89
	○	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（抄）（第二十条関係）	90
	○	衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）（抄）（第二十一条関係）	92
	○	特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（抄）（第二十二条関係）	94
	○	金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（抄）（第二十三条関係）	95
	○	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和五年政令第三百七十九号）（抄）（附則第二項関係）	101

）（第十三条関係）

○ 金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（抄）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 金融サービス仲介業</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 雑則（第四十三条）</p> <p>第四章 雑則（第四十四条～第四十九条）</p> <p>第五章 犯則事件の調査等（第五十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」又は「外国市場デリバティブ取引」とは、それぞれ金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）第二条第一項から第五項までに規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。</p>	<p>金融サービスの提供に関する法律施行令</p> <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 金融サービス仲介業</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 雑則（第四十三条～第四十八条）</p> <p>第四章 犯則事件の調査等（第四十九条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」又は「外国市場デリバティブ取引」とは、それぞれ金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）第二条に規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。</p>

第三章 金融サービス仲介業

(定義)

第十五条 この章及び次章において「金融サービス仲介業」、「有価証券等仲介業務」、「金融サービス仲介業者」、「認定金融サービス仲介業協会」又は「金融サービス仲介業務」とは、それぞれ法第十一条第一項、第四項又は第六項から第八項までに規定する金融サービス仲介業、有価証券等仲介業務、金融サービス仲介業者、認定金融サービス仲介業協会又は金融サービス仲介業務をいう。

2 この章において「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」又は「貸金業貸付媒介業務」とは、それぞれ法第十一条第二項、第三項又は

第五項に規定する預金等媒介業務、保険媒介業務又は貸金業貸付媒介業務をいう。

(保証金の一部に代わる金融サービス仲介業者賠償責任保険契約)

第二十九条 金融サービス仲介業者は、法第二十三条第一項に規定する金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結する場合には、保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社（同条第九項に規定する外国損害保険会社等及び同法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の同条第一項に規定する引受社員を含む。）その他内閣府令で定める者を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に

第三章 金融サービス仲介業

(定義)

第十五条 この章において「金融サービス仲介業」、「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」、「貸金業貸付媒介業務」、「金融サービス仲介業者」、「認定金融サービス仲介業協会」又は「金融サービス仲介業務」とは、それぞれ法第十一条第一項から第八項までに規定する金融サービス仲介業、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務、金融サービス仲介業者、認定金融サービス仲介業協会又は金融サービス仲介業務をいう。

(新設)

(保証金の一部に代わる金融サービス仲介業者賠償責任保険契約)

第二十九条 金融サービス仲介業者は、法第二十三条第一項に規定する金融サービス仲介業者賠償責任保険契約を締結する場合には、保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社（同条第九項に規定する外国損害保険会社等及び同法第二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の同条第一項に規定する引受社員を含む。）その他内閣府令で定める者を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に

適合するものとしなければならない。

一 (略)

二 一定の事由による損失の額が一定の金額を超える場合に限りその超える部分の額につき損失が填補されるものである場合には、当該一定の金額が、金融サービス仲介業務の状況及び顧客等（法第二十二條第二項に規定する顧客等をいう。第五号及び第四十六條において同じ。）の保護を考慮して金融庁長官の定める額以下であること。

三 五 (略)

2 (略)

(預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する銀行法の規定の読替え)

第三十一條 法第二十九條の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第五十二條の四十五第四号	(略)	相手方金融機関(金融サービス)の提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第六項(定義)に規定する金融サービス

適合するものとしなければならない。

一 (略)

二 一定の事由による損失の額が一定の金額を超える場合に限りその超える部分の額につき損失が填補されるものである場合には、当該一定の金額が、金融サービス仲介業務の状況及び顧客等（法第二十二條第二項に規定する顧客等をいう。第五号及び第四十五條において同じ。）の保護を考慮して金融庁長官の定める額以下であること。

三 五 (略)

2 (略)

(預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する銀行法の規定の読替え)

第三十一條 法第二十九條の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
第五十二條の四十五第四号	(略)	相手方金融機関(金融サービス)の提供に関する法律第十一條第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者が行う同條第

四第一号	第六十六条の十 (略)	読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	<p>(有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する金融商品取引法の規定の読替え)</p> <p>第三十二条 法第三十一条第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>仲介業者が行う同条第二項に規定する預金等媒介業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の相手方をいう。)の特定関係者(第十三条の二に規定する特定関係者その他当該相手方金融機関と内閣府令で定める特殊の関係のある者をいう。)</p>
		定			

四第一号	第六十六条の十 (略)	読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	<p>(有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する金融商品取引法の規定の読替え)</p> <p>第三十二条 法第三十一条第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>二項に規定する預金等媒介業務により顧客が締結する預金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を内容とする契約の相手方をいう。)の特定関係者(第十三条の二に規定する特定関係者その他当該相手方金融機関と内閣府令で定める特殊の関係のある者をいう。)</p>
		定			

		する法律第十一条第四項 第一号から第三号までに 掲げる行為を行う業務を 含む。以下この号及び次 号において同じ。）に関 連し

(貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する貸金業法の規定の読替え)  
第三十八条 法第三十二条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第十二条の八第六項	(略)	読み替える貸金業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		(略)			
(略)		(略)			保証業者(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十条第二項に規定する保証業者をいう。第八項及び第九項において同じ

		項第一号から第三号までに掲げる行為を行う業務を含む。以下この号及び次号において同じ。）に関連し

(貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する貸金業法の規定の読替え)  
第三十八条 法第三十二条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第十二条の八第六項	(略)	読み替える貸金業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		(略)			
(略)		(略)			保証業者(金融サービスの提供に関する法律第三十五条第二項に規定する保証業者をいう。第八項及び第九項において同じ



第三十九条 法第四十条の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一～三 (略)

四 会員（法第四十条第二号に規定する会員をいう。第四十五条第二項において同じ。）の商号、名称又は氏名

2 (略)

#### 第五節 雑則

(登録手数料)

第四十三条 法第七十九条第一項の規定による登録手数料の額は、外務員（法第七十五条第一項に規定する外務員をいう。第四十七条第四項及び第四十八条第四項において同じ。）一人につき三千円を超えない範囲内において実費を勘案して内閣府令で定める額とする。

2 (略)

#### 第四章 雑則

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第四十四条 法第三百三十七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第八十二条第三項（同条第八項において準用する場合を含む）

第三十九条 法第四十条の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一～三 (略)

四 会員（法第四十条第二号に規定する会員をいう。第四十四条第二項において同じ。）の商号、名称又は氏名

2 (略)

#### 第五節 雑則

(登録手数料)

第四十三条 法第七十九条第一項の規定による登録手数料の額は、外務員（法第七十五条第一項に規定する外務員をいう。第四十六条第四項及び第四十七条第四項において同じ。）一人につき三千円を超えない範囲内において実費を勘案して内閣府令で定める額とする。

2 (略)

#### (新設)

(新設)

。 ) の規定による基本方針の案の作成及び閣議の決定の求め

- 二| 法第八十九条第二項の規定による認可
- 三| 法第九十五条第一項の規定による認可
- 四| 法第九十五条第二項の規定による指名
- 五| 法第九十九条第一項の規定による任命
- 六| 法第九十九条第二項の規定による認可
- 七| 法第一百二十二条第一項及び第二項の規定による解任
- 八| 法第一百三十三条ただし書の規定による承認
- 九| 法第一百三十二条の規定による認可

(証券取引等監視委員会への有価証券の売買の媒介等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第四十五条 法第三十七条第二項第一号及び第二号に規定する政令で定める規定は、法第二十五条及び第二十六条、法第三十一条第一項において読み替えて準用する金融商品取引法第六十六条の十四(第一号イ及びロ並びに第三号を除く。)及び第六十六条の十四の二、法第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条及び第三十七条の三(第三項を除く。)、法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四並びに同項において読み替えて準用する同法第三十七条の六(第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項を除く。)、第三十八条(第七号及び第八号を除く。)、第三十九条及び第四十条の規定(法第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係るものに

(証券取引等監視委員会への有価証券の売買の媒介等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第四十四条 法第八十二条第二項第一号及び第二号に規定する政令で定める規定は、法第二十五条及び第二十六条、法第三十一条第一項において読み替えて準用する金融商品取引法第六十六条の十四(第一号イ及びロ並びに第三号を除く。)及び第六十六条の十四の二、法第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条及び第三十七条の三(第三項を除く。)、法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四並びに同項において読み替えて準用する同法第三十七条の六(第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項を除く。)、第三十八条(第七号及び第八号を除く。)、第三十九条及び第四十条の規定(法第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係るものに限

限る。)とする。

2 法第百三十七条第二項第三号に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第四十一条第四号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第四十六条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一・二 (略)

(証券取引等監視委員会への有価証券の売買の媒介等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第四十六条 法第百三十七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下この章において「長官権限」という。)(同条第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下この章において「委員会」という。))に委任された権限を除く。)のうち、法第三十五条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項及び第二項の規定(金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保に係るものに限る。)(並びに法第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定(金融サービス仲介業の適正の確保に係るものに限る。))による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は顧客等の保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨

る。)とする。

2 法第八十二条第二項第三号に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第四十一条第四号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第四十六条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一・二 (略)

(証券取引等監視委員会への有価証券の売買の媒介等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任)

第四十五条 法第八十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下この節において「長官権限」という。)(同条第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下この節において「委員会」という。))に委任された権限を除く。)のうち、法第三十五条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項及び第二項の規定(金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保に係るものに限る。)(並びに法第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定(金融サービス仲介業の適正の確保に係るものに限る。))による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は顧客等の保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げ

げない。

(金融サービス仲介業者に関する権限の財務局長等への委任)

第四十七条 長官権限のうち次に掲げるものは、法第十三条第一項に規定する登録申請者又は金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所(以下この章において「主たる営業所等」という。)の所在地(第八号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は金融サービス仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第九号及び第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇八 (略)

九 法第三十五条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め(法第三十七条第二項第一号の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)

十 法第三十六条第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査(法第三十七条第二項第二号の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)

十一〇十五 (略)

2 前項第九号及び第十号に掲げる権限で金融サービス仲介業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所その他の施設(以下この

ない。

(金融サービス仲介業者に関する権限の財務局長等への委任)

第四十六条 長官権限のうち次に掲げるものは、法第十三条第一項に規定する登録申請者又は金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所(以下この節において「主たる営業所等」という。)の所在地(第八号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は金融サービス仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第九号及び第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇八 (略)

九 法第三十五条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め(法第八十二条第二項第一号の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)

十 法第三十六条第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査(法第八十二条第二項第二号の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)

十一〇十五 (略)

2 前項第九号及び第十号に掲げる権限で金融サービス仲介業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所その他の施設(以下この

項及び次項において「従たる営業所等」という。）又は金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに第四十九条第二項及び第六項において同じ。）若しくは保証業者（法第三十五条第二項に規定する保証業者をいう。次項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等又は当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者若しくは当該保証業者の所在地（当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者及び当該保証業者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。第四項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3 前項の規定により金融サービス仲介業者の検査対象営業所等（従たる営業所等又は金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者若しくは保証業者をいう。以下この項において同じ。）に対して検査等（報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査をいう。以下この章において同じ。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融サービス仲介業者の主たる営業所等又は当該

項及び次項において「従たる営業所等」という。）又は金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに第四十八条第二項及び第六項において同じ。）若しくは保証業者（法第三十五条第二項に規定する保証業者をいう。次項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等又は当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者若しくは当該保証業者の所在地（当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者及び当該保証業者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。第四項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3 前項の規定により金融サービス仲介業者の検査対象営業所等（従たる営業所等又は金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者若しくは保証業者をいう。以下この項において同じ。）に対して検査等（報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査をいう。以下この節において同じ。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融サービス仲介業者の主たる営業所等又は当該

検査対象営業所等以外の検査対象営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該金融サービス仲介業者の主たる営業所等又は当該検査対象営業所等以外の検査対象営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4～6 (略)

(認定金融サービス仲介業協会等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十八条 長官権限のうち法第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定による権限（法第三十七條第二項第三号及び第四号の規定並びに第四十六条の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、認定金融サービス仲介業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2～4 (略)

(委員会の金融サービス仲介業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、金融サービス仲介業者の主たる営業所等又は認定金融サービス仲介業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融サービス仲

検査対象営業所等以外の検査対象営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該金融サービス仲介業者の主たる営業所等又は当該検査対象営業所等以外の検査対象営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4～6 (略)

(認定金融サービス仲介業協会等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十七条 長官権限のうち法第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定による権限（法第八十二条第二項第三号及び第四号の規定並びに第四十五条の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、認定金融サービス仲介業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2～4 (略)

(委員会の金融サービス仲介業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十八条 長官権限のうち次に掲げるものは、金融サービス仲介業者の主たる営業所等又は認定金融サービス仲介業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融サービス仲

業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第百三十七条第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限

二 第四十六条の規定により委員会に委任された法第三十五条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項及び第二項の規定(金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保に係るものに限る。)  
並びに法第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定(金融サービス仲介業の適正の確保に係るものに限る。)  
による権限

257 (略)

#### 第五章 犯則事件の調査等

第五十条 法第百六十一条に規定する政令で定めるものは、次に掲げる罪とする。

一 法第百四十条第四号から第六号までの罪

二 法第百四十二条第四号の罪

三 法第百四十三条第三号(法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項又は法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に係る部分に限る。)、第四号

業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第八十二条第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限

二 第四十五条の規定により委員会に委任された法第三十五条第一項及び第二項並びに第三十六条第一項及び第二項の規定(金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保に係るものに限る。)  
並びに法第四十八条第一項及び第二項並びに第四十九条第一項及び第二項の規定(金融サービス仲介業の適正の確保に係るものに限る。)  
による権限

257 (略)

#### 第四章 犯則事件の調査等

第四十九条 法第百二条に規定する政令で定めるものは、次に掲げる罪とする。

一 法第八十五条第四号から第六号までの罪

二 法第八十七条第四号の罪

三 法第八十八条第三号(法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項又は法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に係る部分に限る。)、第四号又

又は第五号の罪（法第十一条第四項各号に掲げる行為に係るものに限る。）

四 法第百四十七条第三号（法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に係る部分に限る。）又は第四号（法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項又は法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に係る部分に限る。）の罪（法第十一条第四項各号に掲げる行為に係るものに限る。）

は第五号の罪（法第十一条第四項各号に掲げる行為に係るものに限る。）

四 法第九十一条第三号（法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に係る部分に限る。）又は第四号（法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項又は法第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に係る部分に限る。）の罪（法第十一条第四項各号に掲げる行為に係るものに限る。）



改正案	現行
<p>（勧誘方針の策定を要しない者等）</p> <p>第三十二条 法第二百二十条の三の規定により準用する金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百号）第十条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けない法人を除く。第三十九条第一項において同じ。）であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。</p> <p>2 法第二百二十条の三の規定により準用する金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十条第三項に規定する政令で定める方法は、商品先物取引業者の本店又は主たる事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。）において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（勧誘方針の策定を要しない者等）</p> <p>第三十二条 法第二百二十条の三の規定により準用する金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）第十条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けない法人を除く。第三十九条第一項において同じ。）であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。</p> <p>2 法第二百二十条の三の規定により準用する金融サービスの提供に関する法律第十条第三項に規定する政令で定める方法は、商品先物取引業者の本店又は主たる事務所（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する者にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。）において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一・二（略）</p>

(商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について準用する金融サービス)の提供及び利用環境の整備等に関する法律の規定の読替え)

第三十三条 法第二百二十条の三の規定により商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十条第一項の規定を準用する場合には、同項ただし書中「場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合」とあるのは、「場合」と読み替えるものとする。

(勧誘方針の策定を要しない者等)

第三十九条 法第二百四十条の十九の規定により準用する金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

2 法第二百四十条の十九の規定により準用する金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十条第三項に規定する政令で定める方法は、商品先物取引仲介業者の本店等において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一・二 (略)

(商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について準用する金融サービス)の提供に関する法律の規定の読替え)

第三十三条 法第二百二十条の三の規定により商品先物取引業者が行う商品取引契約の締結について金融サービスの提供に関する法律第十条第一項の規定を準用する場合には、同項ただし書中「場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合」とあるのは、「場合」と読み替えるものとする。

(勧誘方針の策定を要しない者等)

第三十九条 法第二百四十条の十九の規定により準用する金融サービスの提供に関する法律第十条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

2 法第二百四十条の十九の規定により準用する金融サービスの提供に関する法律第十条第三項に規定する政令で定める方法は、商品先物取引仲介業者の本店等において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一・二 (略)

(商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について準用する金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の規定の読替え)

第四十条 法第二百四十条の十九の規定により商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十条第一項の規定を準用する場合においては、同項ただし書中「場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合」とあるのは、「場合」と読み替えるものとする。

(商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について準用する金融サービスの提供に関する法律の規定の読替え)

第四十条 法第二百四十条の十九の規定により商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について金融サービスの提供に関する法律第十条第一項の規定を準用する場合においては、同項ただし書中「場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合」とあるのは、「場合」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第二十八条の四 法第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の十七及び法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 一〇（略）</p> <p>十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定</p> <p>十三 十五（略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第二十八条の四 法第六十九条の四において準用する保険業法第三百八条の十七及び法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 一〇（略）</p> <p>十二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定</p> <p>十三 十五（略）</p>

改正案	現行
<p>（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第四十九条の七 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介者を含む。）を含む。第六十一条において同じ。）に対して法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p> <p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第五十二条 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十</p>	<p>（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第四十九条の七 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介者を含む。）を含む。第六十一条において同じ。）に対して法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p> <p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第五十二条 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十</p>

二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指  
定のいずれかを受けた者とする。

一 一〇十一 (略)

十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五

十一 条第一項の規定による指定

十三 一〇十五 (略)

二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指  
定のいずれかを受けた者とする。

一 一〇十一 (略)

十二 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定に

よる指定

十三 一〇十五 (略)

改正案	現行
<p>（有価証券の売買等の禁止の適用除外）</p> <p>第十六条の八 法第四十一条の三ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）である金融商品取引業者が有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第十六条の十一第四号において同じ。）として行う場合</p> <p>六 （略）</p> <p>（投資助言業務に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用除外）</p> <p>第十六条の十一 法第四十一条の五ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融サービス仲介業者である金融商品取引業者が、相手方金融機関（金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務により顧</p>	<p>（有価証券の売買等の禁止の適用除外）</p> <p>第十六条の八 法第四十一条の三ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）である金融商品取引業者が有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第十六条の十一第四号において同じ。）として行う場合</p> <p>六 （略）</p> <p>（投資助言業務に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用除外）</p> <p>第十六条の十一 法第四十一条の五ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融サービス仲介業者である金融商品取引業者が、相手方金融機関（金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務により顧</p>

客が締結する特定金融サービス契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。第十八条の四の十五第五項において同じ。）の相手方をいう。第十六条の十三第五号において同じ。）が法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介を行う場合

五（略）

（名称の使用制限の適用除外）

第十九条の九 法第五十六条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十一（略）

十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五

十一条第一項の規定による指定

十三〇十五（略）

客が締結する特定金融サービス契約（金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項に規定する特定金融サービス契約をいう。第十八条の四の十五第五項において同じ。）の相手方をいう。第十六条の十三第五号において同じ。）が法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介を行う場合

五（略）

（名称の使用制限の適用除外）

第十九条の九 法第五十六条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十一（略）

十二 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定に

よる指定

十三〇十五（略）



改正案	現行
<p>第十条の四 次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第八十九条第九項において準用する銀行法（以下この項及び第十三条の四から第十三条の七までにおいて「準用銀行法」という。）第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は信用金庫電子決済等代行業者（法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の三の二第二項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる信用金庫電子決済等取扱業者及び法第八十五条の十一第六項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。以下この条及び第十三条の七において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は信用金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合に</p>	<p>第十条の四 次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第八十九条第九項において準用する銀行法（以下この項及び第十三条の四から第十三条の七までにおいて「準用銀行法」という。）第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は信用金庫電子決済等代行業者（法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の三の二第二項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる信用金庫電子決済等取扱業者及び法第八十五条の十一第六項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。以下この条及び第十三条の七において同じ。）の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は信用金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合に</p>

<p>あつては関東財務局長)に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)</p> <p>第十三条の八 法第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定</p> <p>十三〇十五 (略)</p>	<p>に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)</p> <p>第十三条の八 法第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定</p> <p>十三〇十五 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>別表第二（第十一条、第十二条関係） 一（三）（略）</p> <p>四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、同法第五十二条の六十の八第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金</p>	<p>別表第二（第十一条、第十二条関係） 一（三）（略）</p> <p>四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供（同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。）、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、同法第五十二条の六十の八第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を</p>

融サービス仲介業者を含む。以下同じ。)が行う農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

五〇三十九 (略)

四十 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第八項に規定する金融サービス仲介業務に係る役務の提供及び同条第九項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十二項に規定する役務の提供

四十一〇四十九 (略)

含む。以下同じ。)が行う農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

五〇三十九 (略)

四十 金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第八項に規定する金融サービス仲介業務に係る役務の提供及び同条第九項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十二項に規定する役務の提供

四十一〇四十九 (略)

改正案

現行

		<p>（外国法人等である電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第十六条の十三 電子決済等代行業者（法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、法第五十二条の六十の八第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第十七条の五において同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第五十二条の六十一の三十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
<p>第五十二条の六十一の六第一項</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えらるる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>（略）</p>
<p>第五十二条の六十一の六第一項</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えらるる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>（略）</p>
<p>第五十二条の六十一の六第一項</p>	<p>（略）</p>	<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えらるる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>（略）</p>

		<p>り電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（同法第十一條第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者をいう。第三項において同じ。）にあつては、同法第十八條第三項に規定する事項）</p>
第五十二條の六十一の六第三項	(略)	<p>書類（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八條第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者にあつては、同法第四項第二号に掲げる書類）</p>
(略)	(略)	(略)

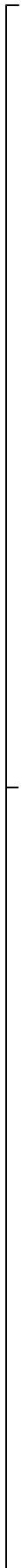
（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）  
 第十六條の十六 法第五十二條の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一～十一 (略)
- 十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一條第一項の規定による指定
- 十三～十五 (略)

		<p>とみなされる金融サービス仲介業者（同法第十一條第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者をいう。第三項において同じ。）にあつては、同法第十八條第三項に規定する事項）</p>
第五十二條の六十一の六第三項	(略)	<p>書類（金融サービスの提供に関する法律第十八條第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者にあつては、同法第四項第二号に掲げる書類）</p>
(略)	(略)	(略)

（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）  
 第十六條の十六 法第五十二條の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一～十一 (略)
- 十二 金融サービスの提供に関する法律第五十一條第一項の規定による指定
- 十三～十五 (略)



改正案	現行
<p>（外国法人等である信用協同組合電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第五条の十二 信用協同組合電子決済等代行業者（法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の四の四第二項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる信用協同組合電子決済等取扱業者及び法第六条の五の九第六項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。第十條第一項から第三項までにおいて同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）</p>	<p>（外国法人等である信用協同組合電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第五条の十二 信用協同組合電子決済等代行業者（法第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の四の四第二項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる信用協同組合電子決済等取扱業者及び法第六条の五の九第六項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。第十條第一項から第三項までにおいて同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）</p>



第五条の十九 法第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十一 (略)

十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五

十一条第一項の規定による指定

十三〇十五 (略)

第五条の十九 法第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十一 (略)

十二 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定に

よる指定

十三〇十五 (略)

改正案	現行
<p>（外国法人等である労働金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第七条の二の六 労働金庫電子決済等代行業者（法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により当該労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。第十条の三において同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第七条の二の七 法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のい</p>	<p>（外国法人等である労働金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第七条の二の六 労働金庫電子決済等代行業者（法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により当該労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。第十条の三において同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>（表略）</p> <p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第七条の二の七 法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のい</p>

ずれかを受けた者とする。

一〇十一 (略)

十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五

十一 条第一項の規定による指定

十三〇十五 (略)

ずれかを受けた者とする。

一〇十一 (略)

十二 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定に

よる指定

十三〇十五 (略)

○ 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定</p> <p>十三〇十五（略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定</p> <p>十三〇十五（略）</p>

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十五条の四第一項の政令で定める業務等）</p> <p>第四条 法第三十五条の四第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。</p> <p>一～十七 （略）</p> <p>十八 顧客の要求に応じて設計（構造を変更する設計を含む。）を行う機械等若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三条第一項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。）に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約（これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下この号において同じ。）についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務</p> <p>十九 （略）</p>	<p>（法第三十五条の四第一項の政令で定める業務等）</p> <p>第四条 法第三十五条の四第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。</p> <p>一～十七 （略）</p> <p>十八 顧客の要求に応じて設計（構造を変更する設計を含む。）を行う機械等若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三条第一項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。）に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約（これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下この号において同じ。）についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務</p> <p>十九 （略）</p>

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（抄）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（名称の使用制限の適用除外） 第十五条 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定 十三～十五 （略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外） 第十五条 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定 十三～十五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第二十四条の六の七 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第一百一十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第一百六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二十二条に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。第二十八条の三において同じ。）に対して法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法第一百七十条第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p> <p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第二十四条の九 法第二百一十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第二百一十一条第一項において準用する保険業法</p>	<p>（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第二十四条の六の七 外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第一百一十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第一百六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二十二条に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。第二十八条の三において同じ。）に対して法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法第一百七十条第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p> <p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第二十四条の九 法第二百一十条第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第二百一十一条第一項において準用する保険業法</p>

第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十一 (略)

十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五

十一条第一項の規定による指定

十三〇十五 (略)

第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一〇十一 (略)

十二 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

十三〇十五 (略)



改正案	現行
<p>（外国法人等である農林中央金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第五十四条 外国法人又は外国に住所を有する個人である法第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者（法第九十五条の五の九第六項の規定により当該農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。）に対して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p> <p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第五十六条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p>	<p>（外国法人等である農林中央金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え）</p> <p>第五十四条 外国法人又は外国に住所を有する個人である法第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者（法第九十五条の五の九第六項の規定により当該農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。）に対して法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p> <p>（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第五十六条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p>

<p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五 十一條第一項の規定による指定</p> <p>十四・十五 (略)</p>	<p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 金融サービスの提供に関する法律第五十一條第一項の規定に よる指定</p> <p>十四・十五 (略)</p>
---	---

○ 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（抄）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>（証券取引等監視委員会への権限の委任等） 第三十七条 金融庁長官は、法第五十条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除き、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により証券取引等監視委員会の権限に属させられた事項に係るものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>（証券取引等監視委員会への権限の委任等） 第三十七条 金融庁長官は、法第五十条第四項の規定により委任された権限（同条第二項の規定による権限を除き、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五五号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により証券取引等監視委員会の権限に属させられた事項に係るものに限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p>

改正案	現行
<p>（免許の基準となる法律の範囲）</p> <p>第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）</p> <p>二十五～二十七（略）</p> <p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第十八条の五 法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定</p> <p>十四・十五（略）</p>	<p>（免許の基準となる法律の範囲）</p> <p>第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）</p> <p>二十五～二十七（略）</p> <p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第十八条の五 法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定</p> <p>十四・十五（略）</p>

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～三百六十八（略）</p> <p>三百六十九 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百号）</p> <p>三百七十～四百六十七（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～三百六十八（略）</p> <p>三百六十九 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）</p> <p>三百七十～四百六十七（略）</p>

○ 消費者契約法施行令（平成十九年政令第百七号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者契約法（以下「法」という。）第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～三十四 （略）</p> <p>三十五 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）</p> <p>三十六～四十六 （略）</p>	<p>（法第十三条第五項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者契約法（以下「法」という。）第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～三十四 （略）</p> <p>三十五 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）</p> <p>三十六～四十六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（主務大臣の監督）            第十六条（略）            256（略）            7 法第五十六条第六項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第六十条の四第一項に規定する登録申請者をいう。）又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者（法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいい、法第六十条の三十二第五項の規定により当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介者を含む。）を含む。）を有する個人にあっては、国内において「主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は商工組合中央金庫電子決済等</p>	<p>（主務大臣の監督）            第十六条（略）            256（略）            7 法第五十六条第六項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第六十条の四第一項に規定する登録申請者をいう。）又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者（法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者をいい、法第六十条の三十二第五項の規定により当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介者を含む。）を含む。）を有する個人にあっては、国内において「主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業者が国内に営業</p>

代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長) も行うことができる。

一〇十一 (略)

8・9 (略)

所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長) も行うことができる。

一〇十一 (略)

8・9 (略)



○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号）（抄）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（証券取引等監視委員会への権限の委任等）</p> <p>第二十条 金融庁長官は、法第三十三条第三項の規定により委任された権限（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する金融商品取引業に係る商品又は役務の取引、同条第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う同条第十一項に規定する金融商品仲介業に係る商品又は役務の取引及び同項に規定する登録金融機関が行う同法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務に係る商品又は役務の取引並びに金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第四項に規定する有価証券等仲介業務に係る商品又は役務の取引に限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（証券取引等監視委員会への権限の委任等）</p> <p>第二十条 金融庁長官は、法第三十三条第三項の規定により委任された権限（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する金融商品取引業に係る商品又は役務の取引、同条第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う同条第十一項に規定する金融商品仲介業に係る商品又は役務の取引及び同項に規定する登録金融機関が行う同法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務に係る商品又は役務の取引並びに金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第四項に規定する有価証券等仲介業務に係る商品又は役務の取引に限る。）を証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>2 （略）</p>

○ 無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四条 法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定</p> <p>十三～十五 （略）</p>	<p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四条 法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定</p> <p>十三～十五 （略）</p>

○ 金融庁設置法第四条第二項第三号コに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>金融庁設置法第四条第一項第三号コの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>十四 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定を受けた者</p> <p>十五〇十七 （略）</p>	<p>金融庁設置法第四条第一項第三号コの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>十四 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定を受けた者</p> <p>十五〇十七 （略）</p>

改正案	現行
<p>（資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者）</p> <p>第十三条 法第四十条第一項第十一号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 法人が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。第十六条において同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（同法第十五条第一号ソに規定する役員をいう。第二十八号において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>十三 法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第一号若しくは第三号から前号までに規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若</p>	<p>（資金移動業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者）</p> <p>第十三条 法第四十条第一項第十一号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 法人が金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。第十六条において同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（同法第十五条第一号ソに規定する役員をいう。第二十八号において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>十三 法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第一号若しくは第三号から前号までに規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可</p>

しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とする。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者で当該取消しの日から五年を経過しない者

十四・十五（略）

十六 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八條第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により同法第十二條の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

十七 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている前三号に規定する認可、許可若しくは登録と同種類の認可、許可若しくは登録（当該認可、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、又は当該認可、許可若

、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とする。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつた者で当該取消しの日から五年を経過しない者

十四・十五（略）

十六 金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により同法第十二條の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

十七 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている前三号に規定する認可、許可若しくは登録と同種類の認可、許可若しくは登録（当該認可、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒

しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない者

十八（二十七）（略）

二十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十九 法、銀行法等又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（電子決済手段等取引業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者）

第十九条の三 法第六十二条の六第一項第十二号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二（略）

三 法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第十三条第三号から第十二号まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を

否された場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない者

十八（二十七）（略）

二十八 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

二十九 法、銀行法等又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（電子決済手段等取引業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者）

第十九条の三 法第六十二条の六第一項第十二号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二（略）

三 法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第十三条第三号から第十二号まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは

取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場  
合にあっては当該解散命令がなされた日とする。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者で当該取消の日から五年を経過しない者

（為替取引分析業の許可が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者）

第二十条の四 法第六十三条の二十五第二項第五号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

三 法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第十三条第三号から第十二号まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新

当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とする。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者で当該取消の日から五年を経過しない者

（為替取引分析業の許可が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者）

第二十条の四 法第六十三条の二十五第二項第五号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

三 法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第十三条第三号から第十二号まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金

を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とする。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者で当該取消しの日から五年を経過しない者

（資金清算業の免許が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者）

第二十一条 法第六十六条第二項第五号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

三 法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第十三条第三号から第十二号まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同

移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とする。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者で当該取消しの日から五年を経過しない者

（資金清算業の免許が取り消された法人の取締役等であった者に準ずる者）

第二十一条 法第六十六条第二項第五号ホに規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

三 法人が法、銀行法等又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている第十三条第三号から第十二号まで若しくは本条第一号に規定する免許、許可、認可若しくは登録と同種類の免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、若しくは当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否され、特定資金移動業若しくは電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命



種類の業務の廃止の命令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とする。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者で当該取消しの日から五年を経過しない者

（名称の使用制限の適用除外）

第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 一十二（略）

十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五

十一条第一項の規定による指定

十四・十五（略）

令（当該命令に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を受け、又は解散を命ぜられた場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては当該更新の拒否の処分がなされた日とし、業務の廃止の命令の場合にあっては当該業務の廃止の命令がなされた日とし、解散命令の場合にあっては当該解散命令がなされた日とする。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であった者で当該取消しの日から五年を経過しない者

（名称の使用制限の適用除外）

第二十六条 準用銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 一十二（略）

十三 金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定に

よる指定

十四・十五（略）

○ 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十三号）（抄）（第二  
条関係）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第七十一条第六項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号。以下「法」という。）第七十一条第六項第一号（法第七十五条第七項、第七十条第六項及び第七十八条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～三十八 （略）</p> <p>三十九 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百号）</p> <p>四十～五十 （略）</p>	<p>（法第七十一条第六項第一号の政令で定める法律）</p> <p>第一条 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号。以下「法」という。）第七十一条第六項第一号（法第七十五条第七項、第七十条第六項及び第七十八条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～三十八 （略）</p> <p>三十九 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）</p> <p>四十～五十 （略）</p>

○ 刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令（平成三十年政令第五十一号）（抄）（第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の財政経済関係犯罪として政令で定める罪は、第一号から第五十一号までに掲げる法律の罪又は第五十二号に掲げる罪とする。</p> <p>一〇三十七（略）</p> <p>三十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）</p> <p>三十九〇五十二（略）</p>	<p>刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の財政経済関係犯罪として政令で定める罪は、第一号から第五十一号までに掲げる法律の罪又は第五十二号に掲げる罪とする。</p> <p>一〇三十七（略）</p> <p>三十八 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）</p> <p>三十九〇五十二（略）</p>

改正案	現行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百九十三（略）</p> <p>百九十四 金融経済教育推進機構</p> <p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百四十（略）</p> <p>百四十一 金融経済教育推進機構</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百九十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百四十（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表第十（第六十条の二関係） 一〇八十九（略） 九十 金融経済教育推進機構	別表第十（第六十条の二関係） 一〇八十九（略） （新設）

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（抄）（第五条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜三十七（略）</p> <p>三十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百四十条第四号（同法第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二第一号に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>三十九〜五十一（略）</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜三十七（略）</p> <p>三十八 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十五条第四号（同法第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二第一号に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>三十九〜五十一（略）</p>

○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三十七 （略）</p> <p>三十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）<u>第百四十条第四号</u>（同法第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二第一号に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>三十九 五十一 （略）</p>	<p>第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三十七 （略）</p> <p>三十八 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）<u>第八十五条第四号</u>（同法第三十一条第一項において準用する金融商品取引法第三十八条の二第一号に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>三十九 五十一 （略）</p>

改正案	現行
<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百四十一（略）</p> <p>百四十二 金融経済教育推進機構</p> <p>2 法第百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百二十五（略）</p> <p>百二十六 金融経済教育推進機構</p>	<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百四十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百二十五（略）</p> <p>（新設）</p>



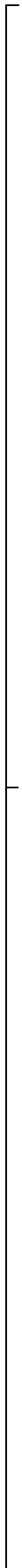
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇百十二（略）</p> <p>百十三 金融経済教育推進機構</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>二〇六（略）</p> <p>7 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇百八（略）</p> <p>百九 金融経済教育推進機構</p> <p>八〇九（略）</p>	<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇百十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>二〇六（略）</p> <p>7 国の職員に係る法第四百十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇百八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八〇九（略）</p>

○ 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）  
 （抄）（第八条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、金融経済教育推進機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、地方競馬全国協会、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本年金機構、農業共済組合、農業共済組合連合会及び福島国際研究教育機構とする。</p>	<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、地方競馬全国協会、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本年金機構、農業共済組合、農業共済組合連合会及び福島国際研究教育機構とする。</p>





改 正 案	現 行
<p>（申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、外国人技能実習機構、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、金融経済教育推進機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、広域的運営推進機関、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水道</p>	<p>（申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、外国人技能実習機構、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、広域的運営推進機関、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金連合会、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水道事業団、日本公認会計士</p>

事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、水先人会、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。

協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、水先人会、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。

改正案	現行
<p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係） 第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）、原子力損害の賠償に関する法律（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法</p>	<p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係） 第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）、原子力損害の賠償に関する法律（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法</p>

律、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車事故対策事業賦課金の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六百六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八十八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁等損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、金融サービス提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）、信託業法施行令、資金決済に関する法律施

律、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車事故対策事業賦課金の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六百六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八十八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁等損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、金融サービス提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）、信託業法施行令、資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政



行令（平成二十二年政令第十九号）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百一十一号）とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号及び第二項、税理士法第五十条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第一百二十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、所得税法第七十四条第八号、船舶油濁等損害賠償保障法第十四条第二項、第四十二条第二項及び第五十条第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の三十号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二條第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第二十七条、信託業法施行令第十条、資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び

令第十九号）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百一十一号）とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号及び第二項、税理士法第五十条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第一百二十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、所得税法第七十四条第八号、船舶油濁等損害賠償保障法第十四条第二項、第四十二条第二項及び第五十条第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の三十号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二條第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、金融サービスの提供に関する法律施行令第二十七條、信託業法施行令第十条、資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項第一号並びに株式会社国際協力

十六条第二項第一号並びに株式会社国際協力銀行法施行令第一条の規定の適用については保険契約者保護機構を株式会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第五項第一号及び第六項第四号、第六十一条第一項第十四号並びに第二百五条第一項第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十一条の十八第七項及び第九十三条、相続税法施行令第一条の二第一項第一号、所得税法施行令第三十条第一号、第七十六条第二項第一号、第八十三条第三項第一号、第二百九条第一項、第二百二十五条の三第一項第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第一号及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百五条の三第一項第三号、第四百五条の九、第七十七条第一項第三号並びに附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三

銀行法施行令第一条の規定の適用については保険契約者保護機構を株式会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第五項第一号及び第六項第四号、第六十一条第一項第十四号並びに第二百五条第一項第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十一条の十八第七項及び第九十三条、相続税法施行令第一条の二第一項第一号、所得税法施行令第三十条第一号、第七十六条第二項第一号、第八十三条第三項第一号、第二百九条第一項、第二百二十五条の三第一項第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第一号及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百五条の三第一項第三号、第四百五条の九、第七十七条第一項第三号並びに附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百

十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第七項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第九条第一項第十八号、第七十六条第六項第四号、第七十七条第二項第一号、第六十一条第一項第十四号及び第二百二十五条第一項第五号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第九号、相続税法施行令第一条の二第二項第一号、貿易保険法施行令第十八条、所得税法施行令第三十条第一号、第八十四条第二項、第二百二十五条の三第一項第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百五条の三第一項第三号、第四百四十五条の九及び第七十七条第一項第三号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第二十九条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

十四条の二第一項第五号及び第七項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第九条第一項第十八号、第七十六条第六項第四号、第七十七条第二項第一号、第六十一条第一項第十四号及び第二百二十五条第一項第五号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第九号、相続税法施行令第一条の二第二項第一号、貿易保険法施行令第十八条、所得税法施行令第三十条第一号、第八十四条第二項、第二百二十五条の三第一項第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百四十五条の三第一項第三号、第四百四十五条の九及び第七十七条第一項第三号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに金融サービスの提供に関する法律施行令第二十九条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

(名称の使用制限の適用除外)

第四十四条の九 法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 一〇十一 (略)

十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号) 第五十一条第一項の規定による指定

十三 一〇十五 (略)

(保険契約の申込みの撤回等ができない場合)

第四十五条 法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申込者等(法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この条において同じ。)が、保険会社等、外国保険会社等(免許特定法人の引受社員を含む。第五号及び次条において同じ。)、特定保険募集人(法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。第四十九条第一項及び第三項において同じ。)、保険仲立人又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者(同条第三項に規定する保険媒介業務を行う者に限る。)(以下この条において「保険業者」と総称する。)に対し、あらかじめ日を知してその営業所、事務所その他これらに準ずる場所(以下この号及び次号において「営業所等」という。)を訪問し、かつ、当該通知し、又は訪問した際に自己の訪問が保険契約の申込みをするための

(名称の使用制限の適用除外)

第四十四条の九 法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 一〇十一 (略)

十二 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号) 第五十一条第一項の規定による指定

十三 一〇十五 (略)

(保険契約の申込みの撤回等ができない場合)

第四十五条 法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申込者等(法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この条において同じ。)が、保険会社等、外国保険会社等(免許特定法人の引受社員を含む。第五号及び次条において同じ。)、特定保険募集人(法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。第四十九条第一項及び第三項において同じ。)、保険仲立人又は金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者(同条第三項に規定する保険媒介業務を行う者に限る。)(以下この条において「保険業者」と総称する。)に対し、あらかじめ日を知してその営業所、事務所その他これらに準ずる場所(以下この号及び次号において「営業所等」という。)を訪問し、かつ、当該通知し、又は訪問した際に自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明ら

ものであることを明らかにした上で、当該営業所等において当該  
保険契約の申込みをした場合

二〇八 (略)

かにした上で、当該営業所等において当該保険契約の申込みをし  
た場合

二〇八 (略)

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）（抄）（第十二条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
附則			
<p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係）</p> <p>第十四条 法附則第三十三条第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>十九の二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百号）</p> <p>二十 六十八（略）</p>			
<p>2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
(略)	読み替える法令の規定	(略)	読み替えられる字句
(略)	読み替える字句	(略)	読み替える字句
附則			
<p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係）</p> <p>第十四条 法附則第三十三条第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>十九の二 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）</p> <p>二十 六十八（略）</p>			
<p>2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
(略)	読み替える法令の規定	(略)	読み替えられる字句
(略)	読み替える字句	(略)	読み替える字句

金融サービス の提供及 び利用環境 の整備等に 関する法律 施行令（平 成十二年政 令第四百八 十四号）第	金融サービス の提供及 び利用環境 の整備等に 関する法律 第十五条第 二号ニ(2)	金融サービス の提供及 び利用環境 の整備等に 関する法律 第十七条第 一項	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

金融サービス の提供に 関する法律 施行令（平 成十二年政 令第四百八 十四号）第	金融サービス の提供に 関する法律 第十五条第 二号ニ(2)	金融サービス の提供に 関する法律 第十七条第 一項	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	令第四百八十四号) 第十六条第十 七号
(略)	
(略)	
(略)	第十六条第十 七号
(略)	
(略)	



○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）（抄）  
 （第十三条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百十二（略）</p> <p>百十三 金融経済教育推進機構</p>	<p>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百十二（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（運営管理業務の委託）</p> <p>第七条 事業主が法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務については、当該業務に係る金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十条第二項各号に掲げる事項（以下「勧誘方針」という。）を定め、かつ、当該勧誘方針を金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十四条に規定する方法により公表している確定拠出年金運営管理機関に委託するものであること。</p> <p>2（略）</p> <p>（運用関連運営管理機関の損害賠償責任）</p> <p>第十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務（法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務をいう。以下同じ。）を行う確定拠出年金運営管理機関は、法第二十三条第一項の規定により運用の方</p>	<p>（運営管理業務の委託）</p> <p>第七条 事業主が法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務については、当該業務に係る金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十条第二項各号に掲げる事項（以下「勧誘方針」という。）を定め、かつ、当該勧誘方針を金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十四条に規定する方法により公表している確定拠出年金運営管理機関に委託するものであること。</p> <p>2（略）</p> <p>（運用関連運営管理機関の損害賠償責任）</p> <p>第十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務（法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務をいう。以下同じ。）を行う確定拠出年金運営管理機関は、法第二十三条第一項の規定により運用の方</p>

法を選定し、企業型年金加入者等に提示するときは、あらかじめ、事業主との間で次に掲げる内容の契約を締結しなければならない。

一 確定拠出年金運営管理機関は、法第二十四条の規定による情報（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第四条第一項に規定する重要事項に相当するものに限る。次号において「重要情報」という。）の提供をしなかったときは、これによって生じた企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者の損害を賠償する責めに任ずるものとする。

二 (略)

(運営管理業務の委託)

第三十一条 (略)

2 連合会は、確定拠出年金運営管理機関から前項の規定による申出があった場合は、当該確定拠出年金運営管理機関に当該運営管理業務を委託しなければならない。ただし、当該確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 (略)

二 運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務の委託を受けようとする確定拠出年金運営管理機関については、個人型年金加入者等に対する確定拠出年金運営管理機関の指定若しくはその変更に係る勧誘方針を定めず、又は当該勧誘方針を金融サービスの提供及び

法を選定し、企業型年金加入者等に提示するときは、あらかじめ、事業主との間で次に掲げる内容の契約を締結しなければならない。

一 確定拠出年金運営管理機関は、法第二十四条の規定による情報（金融サービスの提供に関する法律第四条第一項に規定する重要事項に相当するものに限る。次号において「重要情報」という。）の提供をしなかったときは、これによって生じた企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であった者の損害を賠償する責めに任ずるものとする。

二 (略)

(運営管理業務の委託)

第三十一条 (略)

2 連合会は、確定拠出年金運営管理機関から前項の規定による申出があった場合は、当該確定拠出年金運営管理機関に当該運営管理業務を委託しなければならない。ただし、当該確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 (略)

二 運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務の委託を受けようとする確定拠出年金運営管理機関については、個人型年金加入者等に対する確定拠出年金運営管理機関の指定若しくはその変更に係る勧誘方針を定めず、又は当該勧誘方針を金融サービスの提供に

利用環境の整備等に関する法律施行令第十四条に定める方法により公表していない者であるとき。

三 (略)

3・4 (略)

(登録の拒否に係る法律)

第四十八条 法第九十一条第一項第三号の政令で定める法律は、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)、信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る。)、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)、預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十二年法律第三十六号)、国民年金法、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、確定給付企業年金法、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)、独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)、信託業法

する法律施行令第十四条に定める方法により公表していない者であるとき。

三 (略)

3・4 (略)

(登録の拒否に係る法律)

第四十八条 法第九十一条第一項第三号の政令で定める法律は、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)、信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る。)、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)、預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十二年法律第三十六号)、国民年金法、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供に関する法律、確定給付企業年金法、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)、独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)、信託業法(平成十六年法律第百

(平成十六年法律第百五十四号) 及び株式会社商工組合中央金庫法  
(平成十九年法律第七十四号) とする。

(金融庁長官の権限の委任)

第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任され  
た権限(以下この条において「長官権限」という。)のうち、次の  
各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限  
は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する  
財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある  
場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一〇十八 (略)

十九 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十  
一条第六項に規定する金融サービス仲介業者(同条第四項に規定  
する有価証券等仲介業務を行う者に限る。) 主たる営業所又は  
事務所の所在地

2  
〓  
7 (略)

五十四号) 及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七  
十四号) とする。

(金融庁長官の権限の委任)

第五十八条 法第百十四条第五項の規定により金融庁長官に委任され  
た権限(以下この条において「長官権限」という。)のうち、次の  
各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限  
は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する  
財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある  
場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一〇十八 (略)

十九 金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する  
金融サービス仲介業者(同条第四項に規定する有価証券等仲介業  
務を行う者に限る。) 主たる営業所又は事務所の所在地

2  
〓  
7 (略)

改正案	現行
<p>（法第三条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「法」という。）第三条第二号への政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金融経済教育推進機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、高圧ガス保安協会、広域的運営推進機関、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合連合</p>	<p>（法第三条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「法」という。）第三条第二号への政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、高圧ガス保安協会、広域的運営推進機関、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償</p>

会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方税共同機構、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、福島国際研究教育機構、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方税共同機構、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、福島国際研究教育機構、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

改正案	現行
<p>（公的統計の作成主体となるべき法人）</p> <p>第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖繩科学技術大学院大学学園、沖繩振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、金融経済教育推進機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</p>	<p>（公的統計の作成主体となるべき法人）</p> <p>第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の政令で定める法人は、沖繩科学技術大学院大学学園、沖繩振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</p>



○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）（抄）（第十六条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条第五号口の政令で定める法人）</p> <p>第二条 法第二条第五号口の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、金融経済教育推進機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</p>	<p>（法第二条第五号口の政令で定める法人）</p> <p>第二条 法第二条第五号口の政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園及び預金保険機構とする。</p>

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（第十七条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（退職手当通算法人）</p> <p>第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇九十一（略）</p> <p>九十二 金融経済教育推進機構</p> <p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）</p> <p>第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九十七（略）</p> <p>十八 金融経済教育推進機構</p>	<p>（退職手当通算法人）</p> <p>第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇九十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）</p> <p>第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇九十七（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 行政執行法人の役員退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（抄）（第十八条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）            第十七条 准用国家公務員法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。            一 一七 （略）            十八 金融経済教育推進機構</p>	<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）            第十七条 准用国家公務員法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。            一 一七 （略）            （新設）</p>



○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（抄）（第二十條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（各議院審査等に準ずる手続）</p> <p>第三十四條 法第三十六條の政令で定める手続は、別表第一号、第二号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第一条第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第三号、第四号（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百十條第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第三十二條において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第六号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十一号（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八條第一項の規定による届出、同条第四項又は第五項の規定による通知、同法第十三條第一項又は第十四條第一項の規定による提供及び同法第十三條第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。）又は第二十二号に掲げる場合において行われる手続とする。</p> <p>別表（第二十五條、第三十四條關係）</p>	<p>（各議院審査等に準ずる手続）</p> <p>第三十四條 法第三十六條の政令で定める手続は、別表第一号、第二号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第一条第一項に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第三号、第四号（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二百十條第一項（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百二條及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第三十二條において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査に係る部分に限る。）、第六号、第七号、第九号、第十一号、第十三号、第十六号、第十七号、第二十一号（犯罪による収益の移転防止に関する法律第八條第一項の規定による届出、同条第四項又は第五項の規定による通知、同法第十三條第一項又は第十四條第一項の規定による提供及び同法第十三條第二項の規定による閲覧、謄写又は写しの送付の求めに係る部分に限る。）又は第二十二号に掲げる場合において行われる手続とする。</p> <p>別表（第二十五條、第三十四條關係）</p>

一〇三 (略)

四 金融商品取引法の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは検査（同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）、同法第七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第八十七条（投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条第七項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分（金融商品取引法第八十七条第一項の規定による処分にあつては、同法第九十二条の規定による申立てについてのものに限る。）又は同法第二百十條第一項（金融サービス）の提供及び利用環境の整備等に関する法律第六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

五〇二十四 (略)

一〇三 (略)

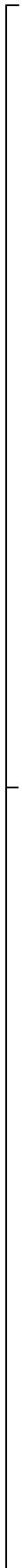
四 金融商品取引法の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは検査（同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）、同法第七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第八十七条（投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条第七項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分（金融商品取引法第八十七条第一項の規定による処分にあつては、同法第九十二条の規定による申立てについてのものに限る。）又は同法第二百十條第一項（金融サービス）の提供に関する法律第二百二條及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われるとき。

五〇二十四 (略)

○ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）（抄）（第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第三（第四条関係）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは検査（同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）、同法第一百七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第八十七条（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十六条第七項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分（金融商品取引法第八十七条第一項の規定による処分にあつては、同法第九十二条の規定による申立てについてのものに限る。）又は同法第二百十條第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一号）第六十一条及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われる場合</p> <p>四〇十七（略）</p>	<p>別表第三（第四条関係）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定による報告若しくは資料の提出の求め若しくは検査（同法第六章の二の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）、同法第一百七十七条の規定による処分、同章第二節の規定による審判手続、同法第八十七条（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十六条第七項（同法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分（金融商品取引法第八十七条第一項の規定による処分にあつては、同法第九十二条の規定による申立てについてのものに限る。）又は同法第二百十條第一項（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第二條及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第三十二条において準用する場合を含む。）に規定する犯則事件の調査が行われる場合</p> <p>四〇十七（略）</p>





改正案	現行
<p>（免許等の欠格事由に係る罪）</p> <p>第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一～三十 （略）</p> <p>三十一 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百号）<u>第一百五十二条第一項の罪</u></p> <p>三十二～四十五 （略）</p> <p>2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一～三十二 （略）</p> <p>三十三 <u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第六章の罪</u></p> <p>三十四～四十八 （略）</p>	<p>（免許等の欠格事由に係る罪）</p> <p>第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一～三十 （略）</p> <p>三十一 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）<u>第九十五条第一項の罪</u></p> <p>三十二～四十五 （略）</p> <p>2 法第四十一条第二項第二号イ(6)（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一～三十二 （略）</p> <p>三十三 <u>金融サービスの提供に関する法律第四章の罪</u></p> <p>三十四～四十八 （略）</p>

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第三条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十八 （略）</p> <p>二十九 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。</p> <p>三十 金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。</p> <p>三十一〜三十三 （略）</p> <p>三十四 金融庁の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十一条第一項第十一号において同じ。）の確保に関する事務の総括に関すること。</p> <p>三十五〜三十七 （略）</p> <p>三十八 次に掲げる者の監督に関すること（第三十六号に掲げるものを除く。）。</p> <p>イ〜ヨ （略）</p> <p>三十九 電子記録債権の電子記録に関すること（第三十六号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第三条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十九〜三十一 （略）</p> <p>三十二 金融庁の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十一条第一項第九号において同じ。）の確保に関する事務の総括に関すること。</p> <p>三十三〜三十五 （略）</p> <p>三十六 次に掲げる者の監督に関すること（第三十四号に掲げるものを除く。）。</p> <p>イ〜ヨ （略）</p> <p>三十七 電子記録債権の電子記録に関すること（第三十四号に掲げるものを除く。）。</p>

四十 金融商品債務引受業を行う者、取引所金融商品市場を開設する者、外国金融商品取引所、認可金融商品取引業協会（店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）の取引に係るものに限る。）、金融商品取引業を行う者（同法第二条第八項第十号に掲げる行為に係るものに限る。）、金融商品取引所持株式会社及び取引情報蓄積機関の検査にすること（第三十六号に掲げるものを除く。）。

四十一 （略）

四十二 行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第六項に規定する資産形成をいう。第十一条第一項第十二号において同じ。）の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整にすること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。

四十三・四十四 （略）

2 前項第三十五号及び第三十六号の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一 前項第三十八号イからヨまでに掲げる者

二～四 （略）

3 第一項の場合において、同項第二十一号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属する

三十八 金融商品債務引受業を行う者、取引所金融商品市場を開設する者、外国金融商品取引所、認可金融商品取引業協会（店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）の取引に係るものに限る。）、金融商品取引業を行う者（同法第二条第八項第十号に掲げる行為に係るものに限る。）、金融商品取引所持株式会社及び取引情報蓄積機関の検査にすること（第三十四号に掲げるものを除く。）。

三十九 （略）

（新設）

四十・四十一 （略）

2 前項第三十三号及び第三十四号の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一 前項第三十六号イからヨまでに掲げる者

二～四 （略）

3 第一項の場合において、同項第二十一号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属する

ものを、同項第二十二号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを、同項第二十六号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第三十一号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十六号、第三十八号（ト、カ及びヨに係る部分に限る。）及び第四十号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

（総合政策課の所掌事務）

第十一条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四（略）

五 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第八十

二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。

六 金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

七 十一（略）

十二 行政各部の施策の統一を図るために必要となる国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。

十三（略）

2 前項の場合において、同項第二号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第七号に掲げる事務については監督局の所

ものを、同項第二十二号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを、同項第二十六号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第二十九号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十四号、第三十六号（ト、カ及びヨに係る部分に限る。）及び第三十八号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

（総合政策課の所掌事務）

第十一条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四（略）

（新設）

（新設）

五 九（略）

（新設）

十 一（略）

2 前項の場合において、同項第二号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第五号に掲げる事務については監督局の所

掌に属するものを除くものとする。

(リスク分析総括課の所掌事務)

第十二条 リスク分析総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

四 第三条第一項第三十八号イからヨまでに掲げる者の監督に関する事(第二号に掲げるもの及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。)

五〜八 (略)

九 総合政策局の所掌事務(第三条第一項第三十五号、第三十六号及び第三十八号から第四十一号までに掲げる事務に限る。)に関する財務局及び沖繩総合事務局との事務の連絡調整に関する事。

十 (略)

十一 総合政策局の所掌事務(第三条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる事務に限る。次号において同じ。)に関する指針の策定に関する事務の総括に関する事。

十二 (略)

2 前項の場合において、第三条第一項第三十八号ト、カ及びヨに掲げる者の監督に関する事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(検査監理官の職務)

掌に属するものを除くものとする。

(リスク分析総括課の所掌事務)

第十二条 リスク分析総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

四 第三条第一項第三十六号イからヨまでに掲げる者の監督に関する事(第二号に掲げるもの及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く。)

五〜八 (略)

九 総合政策局の所掌事務(第三条第一項第三十三号、第三十四号及び第三十六号から第三十九号までに掲げる事務に限る。)に関する財務局及び沖繩総合事務局との事務の連絡調整に関する事。

十 (略)

十一 総合政策局の所掌事務(第三条第一項第三十六号及び第三十七号に掲げる事務に限る。次号において同じ。)に関する指針の策定に関する事務の総括に関する事。

十二 (略)

2 前項の場合において、第三条第一項第三十六号ト、カ及びヨに掲げる者の監督に関する事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(検査監理官の職務)

第十三条 検査監理官は、命を受けて、検査（第三条第一項第三十六号、第四十号及び第四十一号に規定する検査並びに同項第三十八号及び第三十九号に掲げる事務において実施する検査をいう。以下この条において同じ。）に関する事務を分掌し、検査のうち重要なものを実施し、及び検査に関する事務の監督局との調整を行う。

2 (略)

附則

(総合政策局の所掌事務の特例)

第三条 法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、第三条第一項の規定の適用については、同項第三十五号及び第三十六号の複数の金融機関等には銀行等保有株式取得機構を含むものとし、同項第四十号中「及び取引情報蓄積機関」とあるのは、「取引情報蓄積機関及び銀行等保有株式取得機構」とする。

2 別に政令で定める日までの間、第三条第一項の規定の適用については、同項第三十五号及び第三十六号の複数の金融機関等には、株式会社産業再生機構を含むものとする。

3 別に政令で定める日までの間、第三条第一項の規定の適用については、同項第三十五号及び第三十六号の複数の金融機関等には、株式会社地域経済活性化支援機構を含むものとする。

4 別に政令で定める日までの間、第三条第一項の規定の適用については、同項第三十五号及び第三十六号の複数の金融機関等には、株

第十三条 検査監理官は、命を受けて、検査（第三条第一項第三十四号、第三十八号及び第三十九号に規定する検査並びに同項第三十六号及び第三十七号に掲げる事務において実施する検査をいう。以下この条において同じ。）に関する事務を分掌し、検査のうち重要なものを実施し、及び検査に関する事務の監督局との調整を行う。

2 (略)

附則

(総合政策局の所掌事務の特例)

第三条 法附則第八条第二項に規定する政令で定める日までの間、第三条第一項の規定の適用については、同項第三十三号及び第三十四号の複数の金融機関等には銀行等保有株式取得機構を含むものとし、同項第三十八号中「及び取引情報蓄積機関」とあるのは、「取引情報蓄積機関及び銀行等保有株式取得機構」とする。

2 別に政令で定める日までの間、第三条第一項の規定の適用については、同項第三十三号及び第三十四号の複数の金融機関等には、株式会社産業再生機構を含むものとする。

3 別に政令で定める日までの間、第三条第一項の規定の適用については、同項第三十三号及び第三十四号の複数の金融機関等には、株式会社地域経済活性化支援機構を含むものとする。

4 別に政令で定める日までの間、第三条第一項の規定の適用については、同項第三十三号及び第三十四号の複数の金融機関等には、株

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を含むものとする。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を含むものとする。

○ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和五年政令第三百七十九号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）</p> <p>第二条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条の二に次の一号を加える。</p> <p>百九十五 脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p> <p>第九条の四に次の一号を加える。</p> <p>百四十二 脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p> <p>（自衛隊法施行令の一部改正）</p> <p>第三条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第十に次の一号を加える。</p> <p>九十一 脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p> <p>（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）</p> <p>第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号</p>	<p>附 則</p> <p>（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）</p> <p>第二条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条の二に次の一号を加える。</p> <p>百九十四 脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p> <p>第九条の四に次の一号を加える。</p> <p>百四十一 脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p> <p>（自衛隊法施行令の一部改正）</p> <p>第三条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第十に次の一号を加える。</p> <p>九十 脱炭素成長型経済構造移行推進機構</p> <p>（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）</p> <p>第四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号</p>



）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四十三 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十七 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百十四 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百十 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第九条 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九十三 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第三十一条に次の一号を加える。

十九 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四十二 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十六 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百十三 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百九 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第九条 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九十二 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

第三十一条に次の一号を加える。

十八 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十条 行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十九 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十二条 国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和五年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、国家公務員退職手当法施行令第九条の二に一号を加える改正規定中「百九十四」を「百九十六」に改め、同令第九条の四に一号を加える改正規定中「百四十一」を「百四十三」に改める。

第十条 行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十八 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

（国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第十二条 国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和五年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、国家公務員退職手当法施行令第九条の二に一号を加える改正規定中「百九十四」を「百九十五」に改め、同令第九条の四に一号を加える改正規定中「百四十一」を「百四十二」に改める。